

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-29
処分の種類	錯誤によってした休業中の漁業許可の取消			
根拠法令条例等・条項	漁業法第36条第3項で準用する第40条			
処分の概要	漁業権者が休業中の漁業許可が、錯誤によるものである場合の許可の取消。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (錯誤によつてした免許の取消) 第四十条 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			